

令和5年

第5回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和5年5月31日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和5年 第5回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和5年第5回阿賀野市農業委員会総会は、令和5年5月31日(水) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

1番 本田 充	2番 中村 孝幸	4番 曾我 憲司
5番 渡辺 隆	6番 上松 千恵	7番 本間 多佳子
8番 皆川 光浩	10番 齋藤 瑞穂	11番 菅井 茂
12番 渡邊 悟	13番 笠原 尚美	

○推進委員

1番 渡邊 聡	3番 圓山 徳明	4番 塩田 亨
5番 那須野 一吉	6番 五十嵐 和則	7番 小林 隆司
8番 伊藤 剛栄	9番 齋藤 広範	10番 長谷川 政男

3 欠席委員

○農業委員 3番 齋藤 正人 15番 見尾田 正行

○推進委員 2番 辻 繁雄 11番 松崎 学

4 遅参委員 なし

5 早退委員 なし

6 会長の命により出席した者

事務局長	五十嵐 明彦
次長	大瀧 秀樹
係長	齋藤 恵
係長	野崎 耕一

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議案第2号 事業計画変更の承認申請について
日程第5	議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第6	議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第5号 令和5年度最適化活動の目標の設定等の修正について
日程第8	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第9	報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について

8 審議の結果は次のとおりである。

議長
(笠原)

定刻となりましたので、ただ今より令和5年5月定例総会を開会いたします。

本日は、見尾田会長が、東京で農業委員会会長集会に出席のため、代わって議長を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

只今の出席委員は13名です。定足数に達しております。

本日の欠席委員は、3番 齋藤正人委員、15番 見尾田委員の2名であります。

推進委員の欠席は、2番 辻推進委員、11番 松崎推進委員に関しては、遅れてくとの報告がありましたので、このまま進めさせていただきます。

推進委員の欠席は、1名です。

それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。

6番 上松委員、7番 本間委員、8番 皆川委員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長
(笠原)

異議なしと認め、議事録署名委員を6番 上松委員、7番 本間委員、8番 皆川委員にすることに決定しました。

続きまして、日程第2 会期の決定について、お諮りします。

会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長
(笠原)

異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。

本日の書記は、五十嵐局長、大瀧次長、齋藤係長、野崎係長であります。

それでは、日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。野崎係長、お願いします。

事務局
(野崎)

議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

今月の申請件数は、所有権移転が1件2筆、合計面積が1,674㎡です。

受付番号6番、七島字大畑(おおはた)、地目、台帳・現況がともに田、地積993㎡、これを含めまして2筆、1,674㎡です。

譲受(ゆずりうけ)・譲渡(ゆずりわたし)理由は「経営規模の拡大」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額で225,654円の売買です。

本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行わ

れるものと判断いたしました。

次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長
(笠原)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入りますが、所有権移転の6番案件の譲受人は推進委員の4番 塩田推進委員であります。

農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、当該関係委員は退室し、該当する案件を審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長
(笠原)

異議なしと認めます。4番 塩田推進委員の退室をお願いします。

— 4番 塩田推進委員 退室 —

4番 塩田推進委員が退室されましたので、所有権移転の6番案件について審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いします。

委員

(「なし」の声)

議長
(笠原)

質疑なしと認めます。

お諮りします。所有権移転の6番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長
(笠原)

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

4番 塩田推進委員の入室をお願いいたします。

— 4番 塩田推進委員 入室 —

4番 塩田推進委員が着席されましたので続けます。

続きまして、日程第4 議案第2号 事業計画の変更についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

野崎係長をお願いします。

事務局
(野崎)

議案書3ページをご覧ください。

議案第2号 事業計画変更の承認申請について説明いたします。

受付番号2番、当初計画者と継承者は記載のとおりです。

土地の所在が下条町、地目 台帳・現況がともに畑、地籍 330 m²です。
当初計画内容は、駐車場です。

事業計画変更の理由ですが、当初計画者は個人の駐車場するために、平成 31 年 3 月 28 日付け阿農委第 530042 号により 5 条転用許可を得て、所有権移転を行いました。が、駐車場にする計画が進まず年月が経ってしまいました。

あらためて計画を見直したところ、現在の家が老朽化してきたので、今回の申請地を個人住宅建築敷地に変更して居宅を建築したいと思い申請しました。

変更後の期間ですが令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までです。

場所につきましては、4・5 ページの位置図・案内図をご覧ください。
水原地区、J R 水原駅から東に 300m ほどのところに位置しております。

6 ページは、更正図に申請地を塗りつぶして表示しております。

7 ページは、土地利用計画図となっており、排水計画図も兼ねています。雨水は北側道路付近の宅内の柵に接続して道路側溝に、下水も北側道路にある下水道に接続する計画です。

8 ページ、9 ページは計画立面図です。

以上で、議案第 2 号 事業計画変更の承認申請について説明を終わります。

議長
(笠原)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

2 番案件について、1 番 本田委員より現地確認報告をお願いします。

委員
(本田)

1 番本田です。この案件につきまして、5 月 25 日に現地調査を行ってまいりました。7 ページの土地利用計画図をご覧ください。ページの上側が今立っている建物になりまして、下側の平面図の方に新しい建物を建てる計画です。基本的に雨水関係は、上側の母屋側へ排水するかたちになる。図面の左側に現在耕作中の農地がありまして、少しレベルが計画地より低いところに作物が植えられている状態になります。予定では法面敷地の境を法面で施工する予定だったが、雨水の流れ込み等が心配だったので、土留めを入れた方がいいと指示をしてまいりました。その他は特に問題ないかと思っておりますので、皆様からのご審議をお願いします。

議長
(笠原)

ありがとうございました。

現地確認報告が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第 2 号 事業計画の変更について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長
(笠原)

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 2 号 事業計画の変更について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長
(笠原)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 事業計画の変更について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました

続きまして、日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

野崎係長、お願いします。

事務局
(野崎)

議案書11ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号4番、賃貸借権設定による一時転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が上江端字下上ノ山(しもうえのやま)、地目 台帳・現況がともに田、地積1,965㎡です。

転用目的は陸砂利採取に伴う搬出入路で、資金計画は記載のとおりです

工事期間が令和5年6月25日から令和7年2月14日まで。

農地区分は、農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、陸砂利採取に伴う一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。転用事由は、上江端集落の東側で陸砂利採取を実施していますが、一部のエリアで陸砂利採取の一時転用が終了するため、全体の陸砂利採取を継続するにあたり、一時転用をして別ルートでの搬出入路を設けるものです。

場所につきましては、12・13ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区 上江端集落から東側へ200mほど進んだ先の農地です。

14ページは更正図で、申請地を太枠で囲って表示しております。1筆全体を一時転用、斜線で表示している箇所が仮設道路とする場所です。

15ページは土地利用計画図(平面図)を掲載しております。

なお、申請地の東側、縦に真っ直ぐに伸びている既設仮設搬出入路が掛かっている農地は既に搬出入路として転用済となっております。

続きまして、16ページになります。

受付番号5番につきましては、申請者から取下げ願いが提出されましたので、案件から除外いたします。

続きまして、21ページになります。

受付番号6番、所有権移転による永久転用です。

譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が金屋字道下(みちした)、地目 台帳・現況がともに畑、地積144㎡、これを含めまして、合計2筆で290㎡です。

転用目的は木材の資材置場、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和5年9月1日から令和5年11月30日まで。

農地区分につきましては、金屋集落の住宅が連たんしている区域内にあり、第3種農地と判断いたしました。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、樹木の伐採等を生業としている申請者が、自身の所有する山林の奥にある当該地を資材置場として利用するため申請するものです。

場所につきましては、22・23ページの位置図・案内図をご覧ください。

笹神地区、県道55号 新潟五泉間瀬線を金屋交差点から南西方向に200mほどのところに位置しております。

24ページには、更正図に申請地として濃く塗りつぶして表示しております。県道から西に延びる道及び申請地を縦に分断する道は赤道です。転用の開発計画には入っておりません。申請地2筆は道で分断される形になりますが、一般的な

道として横断することはありません。建設課にも確認済みであります。

25 ページは土地利用計画図 兼 排水計画図です。

県道と資材置場の間に自身所有の山林があり、121 m²分を資材置場への通路として活用いたします。山林のほかの部分は引き続き樹木の育成に使用します。雨水は転用農地及び山林内で地下浸透の計画です。

続きまして、26 ページになります。

受付番号 7 番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。土地の所在が布目字南一町八反場（みなみいっちょうはったんば）、地目 台帳・現況ともに畑、地積が 28 m²です。

転用目的はカーポートの改築による住宅敷地の拡張で、資金計画は記載のとおりです。工事期間が令和 5 年 6 月 2 日から令和 5 年 6 月 30 日まで、農地区分につきましては、申請地は千唐仁集落の住宅が連たんしている区域内にあり、第 3 種農地と判断いたしました。

許可基準は、許可可能であります。転用事由は、申請者は布目 14 番 1（宅地）に居宅があり、既存カーポートの建て替え及び敷地の拡張のため、北東側に接する農地を分筆し取得するものです。また、分筆のため境界調査をしたところ、畑の一部が間違っ宅地として使用されていることが分かったため、その部分も含め、合わせて転用申請するものです。場所につきましては、27・28 ページの位置図・案内図をご覧ください。

申請地は、安田地区 県道 27 号新潟安田線を嶋瀬集落から南西方向に 600m ほど進んだ千唐仁集落内に位置しております。

29 ページの更正図に分筆された申請地を塗りつぶしで表示しております。

30 ページに土地利用計画図兼排水計画図を掲載しております。14-9 の南側が宅地との境界線ですが、現状の塀は 30 ページの図面で 14-9 の土地の左下から右上にかけて対角線上になっておりました。

なお、宅地 451.55 m²も計画の面積に表記されておりますが、居宅や物置に関しましては、変更ございません。

続きまして、31 ページになります。

受付番号 8 番、賃貸借権設定による一時転用です。借り人・貸し人は記載のとおりです。土地の所在が保田字上野林（うえのばやし）、地目、台帳・現況ともに畑、地積が 807 m²です。転用目的は土採取です。

工事期間が許可日から令和 5 年 12 月 31 日まで。

農地区分につきましては、申請地は都市計画法に規定する用途地域の準工業地域に隣接し、上野林や庵地小路にある集落付近で、一団の農地がおおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地として、第 2 種農地と判断いたしました。

転用事由は、申請者は砂利や山砂等の販売をしており、良質な土を採取するために一時転用するものです。

場所につきましては、32・33 ページの位置図・案内図をご覧ください。

申請地は、安田地区 新潟東部工業団地内、新潟東部太陽光発電所の南側に位置しております。

34 ページの更正図に分筆された申請地を塗りつぶしで表示しております。

35 ページに土地利用計画図掲載しております。

続きまして、36 ページになります。

受付番号 9 番、使用借権設定による永久転用です。借り人・貸し人は記載のとおりです。土地の所在が窪川原、地目 台帳・現況がともに畑、地積 282 m²です。転用目的は個人住宅建築敷地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和 5 年 8 月 5 日から令和 5 年 12 月 31 日まで。

農地区分につきましては、申請地は区窪川原集落の住宅が連たんしている区域の農地であり、第3種農地と判断いたしました。許可基準は、許可可能であります。転用事由は、現在の市外の借家にて暮らしていますが、子どもも大きくなり、新居をかまえたいと思っていました。親の老後も考えて、実家の裏に住宅を建築するものです。場所につきましては、37・38 ページの位置図・案内図をご覧ください。申請地は、京ヶ瀬地区 国道49号の新しくできた窪川原交差点から南下して直ぐの場所になります。

39 ページには、更正図に申請地として濃く塗りつぶして表示しております。487-5 と 487-6 と 487-7 の宅地3筆の合計89.09㎡も通路等に使用する計画になっております。

40 ページは土地利用計画図・排水計画図になっております。住宅及び駐車スペースと通路を土留めで囲うように計画しております。雨水排水や下水については、母屋の既存管に接続する予定で関係部署にも確認済みです。

41・42 ページは平面図・立面図になります。

続きまして、43 ページになります。

受付番号10番、使用借権設定による永久転用です。借り人・貸し人は記載のとおりです。土地の所在が下条町、地目 台帳・現況がともに畑、地積330㎡です。転用目的は個人住宅建築敷地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和5年6月1日から令和5年12月31日まで。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第一種住居地域」に定められており、第3種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

議案第2号 事業計画変更の受付番号2番と関連するものです。

転用事由は、現在の住まいが老朽化してきたので、新たに居宅を建築するものです。

場所につきましては、44・45 ページの位置図・案内図をご覧ください。水原地区、JR水原駅から東に300mほどのところに位置しております。

46 ページは、更正図に申請地を塗りつぶして表示しております。

47 ページは、土地利用計画図となっており、排水計画図も兼ねています。雨水は北側道路付近の宅内桝に接続して道路側溝に、下水も北側道路にある下水道に接続する計画です。現在の居宅の西側52.05㎡を通路兼駐車場にする計画です。なお、現在の住まいの部分は計画に入っておりません。しばらく物を置くために残し、将来は息子が建て替え又はリフォームして住む予定にしております。

48・49 ページは平面図・立面図です。

続きまして、50 ページになります。

受付番号11番、使用借権設定による永久転用です。借り人・貸し人は記載のとおりです。土地の所在が七島字屋敷付(やしきづけ)、地目 台帳・現況がともに田、地積428㎡です。転用目的は個人住宅敷地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和5年6月15日から令和5年10月15日まで。

農地区分につきましては、申請地は七島集落の住宅が連たんしている区域の農地であり、第3種農地と判断いたしました。許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は現在、市外の賃貸物件に住んでおります。父所有の居宅が老朽化しており、将来設計等を考えて、現在の宅地と申請地を使用貸借し、居宅を新築し転居するものです。

場所につきましては、51・52 ページの位置図・案内図をご覧ください。

京ヶ瀬地区 JR羽越線が通る七島集落の東側、神社の奥に位置しています。

53 ページには、更正図に申請地として濃く塗りつぶして表示しております。

54 ページは土地利用計画図・排水計画図です。宅地 320.7 m²と申請地を合わせて計画するものです。公共下水道は今までの柵に接続、雨水は既存側溝に接続の予定で、関係部署には確認済みです。

現在、駐車場予定のスペースにコンテナ等があり、以前からおかれていたことから始末書付きの案件です。55・56 ページは平面図です。

以上で、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、説明を終わります。

議長
(笠原)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。
この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

4 番及び 8 番案件について、1 番 本田委員より、現地確認報告をお願いします。

委員
(本田)

1 番本田です。詳細は事務局の説明のとおりです。搬出入路を造るもので、こちら新しく造るところに用水と農道が通っておりまして、こちらを横断するという事なので、土地改良の指示どおり、15 ページの土地利用計画図の右下にある断面図のとおり施工すると、説明を受けてまいりました。こちら実績があり信頼がある業者だと判断しておりますので、問題ないと判断してまいりました。

続きまして、受付番号 8 番の案件なんですけども、35 ページに土地利用計画図をご覧ください。こちらが、敷地内を掘削するという事で、現在今作物が植わっている状態なんですけども、掘削する時も周囲に影響が無いように思えまして、表土は別に仮置きしてその後に埋め戻して、耕作をすることで説明を受けてまいりました。こちら問題ないと判断してまいりました。皆様からの慎重なご審議をよろしく申し上げます。

議長
(笠原)

ありがとうございました。
続きまして、6 番および 7 番、9 番案件について、6 番 上松委員より、現地確認報告をお願いします。

委員
(上松)

6 番上松です。21 ページ受付番号 6 番の説明をいたします。事務局の説明にもありましたように、25 ページの土地利用計画図にありますように自身所有の山林に通路を造りこの奥に木材置き場を造るということでした。周りは、823 番の奥に果樹などがありましたがその他は、林で木々に囲まれておりまして、問題ないかと思えます。

続きまして、受付番号 7 番の説明をいたします。こちらは、今現在もカーポートが 30 ページにありますカーポートとの図が今後造るカーポートなんですけども、今出来ているのが、もう少し小さなカーポートがありまして、隣の 14-2 の農地との間には土留めがされておりまして、同じような施工尾をするということで、現状とそう変わりなく、問題なく見てまいりました。

続きまして、受付番号 9 番、36 ページの説明をいたします。39 ページ更正図を見ていただきますと、487 のところに今現在住宅が建てられておりまして、その奥に新しいお宅を建設するという事ですが、周りは農地でご本人が作っているところと別の人が作っているところがあるんですけども、3 方、土留めをしてしっかりと管理するとのことでした。以上報告をおわります。

議長
(笠原) ありがとうございました。
 続きまして、10番案件については、議案第2号 事業計画変更の承認申請の審議の際にすでに現地確認報告をいただいておりますので、そのとおりとさせていただきます。
 11番案件について、14番 小林委員より、現地確認報告をお願いします。

委員
(小林章男) 14番小林です。11番案件について、説明申し上げたいと思います。先ほど事務局から説明があったとおりなんですけれども、現状を確認に行ったところ、まだ数年しか経ってないようなハウスが置いてありました。現状を見た流れの中では、周りになんら迷惑をかけることなく。許可可能と見てまいりましたけれども、事務局の説明のあったとおり始末書付というようなことで許可可能と思っております。なお、皆さんの慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

議長
(笠原) ありがとうございました。
 現地確認報告が終わりました。これから審議に入ります。
 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
 よろしいでしょうか。

委員
(「なし」の声)

議長
(笠原) 質疑なしと認めます。お諮りします。
 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員
(「異議なし」の声)

議長
(笠原) 異議なしと認めます。
 したがって、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
 ここで、説明員を交代いたします。

 続きまして、日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。
 事務局の説明をお願いします。
 齋藤 係長、お願いします。

事務局
(齋藤) 「議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明申し上げます。
 今月の受付状況は、

貸借権設定	12件	72筆	113,859.29㎡
使用貸借権設定	2件	3筆	2,763.00㎡
農地中間管理権設定	90件	542筆	598,804.00㎡

 です。
 はじめに貸借権設定の案件です。59ページをご覧ください。
 譲渡人、譲受人の読み上げ 及び更新案件については、説明を省略させていただきます
 それでは、左より 受付番号、土地の所在地、内容順に申し上げます

60ページをご覧ください

6番 天神堂字上興野 外21筆 38,173 m² 10a 当り 22,000 円

63ページ

10番 次郎丸字片田 202 m² 10a 当り 25,000 円

64ページ

13番 上高田 外1筆 3,872 m² 10a 当り 22,000 円

次に、使用貸借権設定の案件です

更新案件については、説明を省略させていただきます

67ページ

12番 大室字寺入 721 m²

続きまして、農地中間管理権設定です

68ページをご覧ください。

公社借入及び公社貸付の案件ですが、市が令和5年6月9日に公告をおこなうことから期間については、令和5年6月10日から令和15年11月10日までとなっております。

それでは、公社借入の案件です

1番から97ページ45番まで 45件

法柳字居浦 外270筆 299,402 m²

続きまして、公社貸付の案件です。

98ページ46番から128ページ90番まで 45件

法柳字居浦 外270筆 299,402 m²

以上で、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法

第18条第3項の要件である 農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること

利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である 農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

農作業に、常時従事すると認められること。

利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である 地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと 見込まれること。

利用権を設定する土地について、関係権利者 全ての同意が得られていることの各要件を 満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、許可相当と報告をいただいております。

以上で、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による 農用地利用集積計画の決定について説明を終わります。

議長
(笠原)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

なお、賃貸借権設定の14番と15番案件の譲受人は、新規参入であります。

先に、農業参入審査会を実施しておりますので、皆川農地部長から報告をお願いします。

委員
(皆川) 8番皆川です。この度阿賀野市の農地の新規に参入する弊社から参入計画の提出がありましたので、参入審査会を実施いたしました。申請者は議案第4号農業経営基盤強化法の賃借権設定の14番、15番の案件です。

それでは、報告します。申請者は、これまで、●●●●●●●●として農業経営をしておりましたが、経営の安定化のため、既存の●●●●●●●●に事業継承し、農業活動を阿賀野市の専任役員を中心に今までどおり地域における適切な役割分担の下に農業経営すると聞いております。審査会は、阿賀野市農業委員会、農業参入の申請等にかかわる取り扱い基準第5条の審査基準に適合するため計画書の内容は、妥当のものと判断いたしました。

以上報告を終わりますが、皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

議長
(笠原) ありがとうございます。
農業参入審査会報告が終わりました。
これから審議に入りますが、農地中間管理権設定の54番案件の譲受人は推進委員の7番 小林推進委員が関係者であります。
農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、当該関係委員は退室し、該当する案件から先に審議をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員
(「異議なし」の声)

議長
(笠原) 異議がないようですので、そのようにいたします。
はじめに、農地中間管理権設定の54番案件を審議いたしますので、7番小林推進委員の退室をお願いいたします。

— 7番 小林推進委員 退室 —

7番 小林推進委員が退室されましたので、農地中間管理権設定の54番案件について審議いたします。
ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員
(「なし」の声)

議長
(笠原) 質疑なしと認めます。お諮りします。
農地中間管理権設定の54番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
(「異議なし」の声)

議長
(笠原) 異議なしと認めます。
したがって、農地中間管理権設定の54番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
7番 小林推進委員の入室をお願いいたします。

— 7番 小林推進委員 入室 —

7番 小林推進委員が着席されましたので続けます。
次に、今ほど決定した議事参与の案件以外の案件について審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」 の声)

議長 (笠原) 質疑なしと認めます。お諮りします。
先ほどの議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認すること
にご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」 の声)

議長 (笠原) 異議なしと認めます。
したがって、先ほどの議事参与の案件以外の案件について、原案のと
おり承認することに決定いたしました。
これで議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集
積計画の決定について、すべて原案のとおり承認することに決定いたしまし
た。
ここで説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 五十嵐局長 —

続きまして、日程第7 議案第5号 令和5年度最適化活動の目標の設定
等の修正について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
五十嵐局長、お願いします。

事務局 (五十嵐) 議案第5号 令和5年度最適化活動の目標の設定等の修正について、説明
いたします。この案件については、4月総会で承認を頂いておりますが、誤
りがありましたので修正し、承認を頂くものになります。正誤表をご観
ください。

はじめに、Ⅰ農業委員会の状況 2. 農家・農地等の概要の農業者数が
直近の数字に修正するものでございます。

基幹的農業者数 1,877人、うち女性 628人、40代以下 125人に修正
するものでございます。

次に、Ⅱ最適化活動の目標 1最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積 ②目標 になります。

農地の集積の目標が10年後で、15年3月までとなるため、令和14年
度に修正するものであります。

次に、(2)遊休農地の解消 ②目標 ア既存 遊休既存農地の解消 a 緑
区分の遊休農地の解消ということで、県から令和4年度に更新するのでは
なく、令和3年度の目標を5年間で解消する目標とし進めることで修正す
るよう指導がありました。正しくは、令和3年度の利用状況調査における緑区
分の遊休農地面積2.6ha、下段の解消目標面積を0.52haに修正するも
のでございます。

b 黄区分の遊休農地の解消も同様に令和3年度に修正するものでござい
ます。

なお、修正後の令和5年度最適化活動の目標設定等ということで、修正し
たものをお付けしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長
(笠原)

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
これから審議に入ります。
議案第5号 令和5年度最適化活動の目標の設定等の修正について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

委員
(「なし」の声)

議長
(笠原)

質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第5号 令和5年度最適化活動の目標の設定等の修正について、承認することにご異議ございませんか。

委員
(「異議なし」の声)

議長
(笠原)

異議なしと認めます。
したがって、議案第5号 令和5年度最適化活動の目標の設定等の修正について、承認することによって決定いたしました。

ここで説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 野崎係長 —

続きまして、日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
野崎係長、お願いいたします。

事務局
(野崎)

議案書の131ページをご覧ください。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。
今月は10件あります。契約内容別では、農用地利用集積計画の賃貸借権設定の解約が10件です。
解約事由の主なものでは、法人化のための解約が131ページの34番、35番、133ページの36番、135ページの37番、136ページの38番、137ページの39番です。
続きまして借り手の変更のための解約が131ページの32番、33番、137ページの41番、138ページの40番です。
詳細につきましては、記載のとおりであります。
以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終わります。

議長
(笠原)

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員
(「なし」の声)

議長
(笠原)

ご承知おきをお願いいたします。
続きまして、日程第9 報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届につ

	<p>いてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>野崎係長、お願いいたします。</p>
事務局 (野崎)	<p>議案書の139ページをご覧ください。</p> <p>報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について説明します。</p> <p>事業完了届は1件あります。</p> <p>受付番号11番、転用事業者は記載のとおりです。</p> <p>土地の所在が保田字砂山(すなやま)、転用面積は8筆で6,474㎡、転用目的は砂利採取事業です。</p> <p>許可年月日及び許可番号が令和3年10月25日、阿農委第503027号、完了年月日が令和5年4月24日です。</p> <p>場所につきましては、140・141ページの位置図・案内図をご覧ください。</p> <p>安田地区 国道49号の阿賀野市役所安田支所入口交差点から砂山集落方向へ250m程に位置しております。</p> <p>142ページの更正図をご覧ください。申請地を太線で囲い、中を濃く表示しております。</p> <p>143ページには土地利用計画図を掲載しております。</p> <p>当該地は5月25日に現地確認をしてまいりましたが、埋め立てられておりました。なお、まだ終わっていない砂利採取の完了していない隣のほ場と一緒に道路・水路・畦などを設置する予定となっております。</p> <p>どの段階を持って完了とするかは各市町村農業委員会の判断にゆだねられておりますので完了とみなしてまいりました。</p> <p>過去の実績から見て十分信用のある業者であり特に問題は無いと判断しました。</p> <p>以上で、農地法第5条第1項の事業完了届について、説明を終わります。</p>
議長 (笠原)	<p>ありがとうございました。</p> <p>この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。</p> <p>11番案件について、14番 小林委員より、現地確認報告をお願いいたします。</p>
委員 (小林)	<p>14番小林です。11番案件についてご報告いたします。</p> <p>今ほど、事務局からこと細かく説明があったとおり、なんら支障がないものとして見てまいりました。なお、委員の皆様の慎重なるご審議よろしく申し上げます。</p>
議長 (笠原)	<p>ありがとうございました。</p> <p>現地確認報告の説明が終わりました。</p> <p>報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(「なし」 の声)</p>
議長 (笠原)	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>ご承知おきをお願いいたします。</p>

以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。
ご協力ありがとうございました。

－ 14時48分終了 －

